

検了	設計	係長	課長補佐	課長	決裁区分
竹石	久保	和田	船村	町田	戊

令和 7 年度 公共下水道事業 (認証)

下水道管路施設調査委託業務(R7-2) 見積参考資料

「見積参考資料」は、入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではありません。

入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。

「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

業務場所	高知市 潮新町二丁目 外
業務日数 180日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日

管路管理課

設計金額 円		業務の概要	
内 訳	業務価格 円	認証（補助）	
	消費税及び地方消費税相当額 円	管渠潜行目視調査工	L = 8,426 m
		浮流式TVカメラ調査工	L = 278 m
業務請負対象金額 円		マンホール目視調査工	N = 48 箇所
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額 円		認証（防安）	
		管渠潜行目視調査工	L = 1,042 m
		マンホール目視調査工	N = 2 箇所
摘要		業務委託理由	
認証（補助） 円		本業務は、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた下水道管路の全国特別重点調査の要請に基づき、布設年度が古い大口径管路施設の調査を行い、改築・修繕計画の基礎資料とするものである。	
認証（防安） 円			

設計条件書

- 本設計にあたって参考としている資料は、「参考資料一覧表」による。ただし、積算方法を特定するものではない。 /
- 公表を行っていない建設機械等損料は、『建設機械等損料算定表 令和6年度版』による。 /
- 諸経費については、「下水道施設維持管理積算要領 -管路施設編- 2020年版」及び「土木工事標準積算基準書 令和6年度」を準用し、別紙諸経費計算情報（調査業務）のとおり、計算している。 /
- 共通仮設費率分の対象額には、報告書作成工は含まない。 /

参考資料一覧表

工種・種別	参考資料	資料適用年月日
本管潜行目視調査工 内径1500mm以上 マンホール目視調査工 報告書作成工（本管潜行目視調査工） 報告書作成工（マンホール目視調査工）	下水道施設維持管理積算要領 管路施設編 公益社団法人 日本下水道協会	2020年度版
管きょ換気工	下水道管路管理積算資料 公益社団法人 日本下水道管路 管理業協会	2023年度版

諸経費計算情報（調査業務）

積算根拠

「令和6年度 土木工事標準積算基準書」及び
「下水道施設維持管理積算要領—管路施設編—2020年版」

経費適用年月

令和7年5月1日

作業地域区分

一般交通影響有り(2)

-2

前払金支出割合

補正:有 (1.01)

契約保証に係る補正

補正:無

直接業務費 計

①

共通仮設費率分

対象額 (P) × 共通仮設費率 (Kr) × 0.5 × 施工地域を考慮した補正係数

対象額

P = ① - ② = ③ (直接作業費計より報告書作成工を控除)

共通仮設費率

Kr = 485.4 × ② - 0.2231 = ③ % (少数3位を四捨五入) (補正前)

施工地域を考慮した補正係数

③ × 0.5 × ④ = ⑤ (補正係数)

率分 = ② × ⑤ % = ⑥ ÷ ⑦ (千円丸め)

共通仮設費積上分

共通仮設費 計

⑤ (率分) + ⑥ (積上分) = ⑦

純業務費 計

① 0 + ⑦ = ⑧

現場管理費

対象純作業費(Np) × (現場管理費率(Jo) × 補正係数)

対象純作業費

Np = ⑧

現場管理費率

Jo = 202.3 × ⑨ - 0.1034 = ⑩ % (少数3位を四捨五入) (補正前)

補正係数

⑨ × ⑪ = ⑫ (少数3位を四捨五入) (補正後)

⑧ × ⑫ % = ⑬ ÷ ⑭ (千円丸め)

業務原価 計

⑧ + ⑬ = ⑮

一般管理費等

作業原価 (Cp) × 一般管理費等率 (Gp)

作業原価

Cp = ⑮

一般管理費率

Gp = -4.97802 × log ⑮ + 56.92101 = ⑯ % (少数3位を四捨五入) (補正前)

前払金支出割合補正係数

= 1.01

一般管理費率 (補正後) = ⑯ % × ⑰ (補正係数) = ⑱ % (少数3位を四捨五入) (補正後)

⑮ × ⑱ % = ⑲

契約保証に係る補正

業務価格(丸めなし)

一般管理費

⑲ + ⑳ = ㉑ (業務価格調整額(万円丸め) ㉒)

業務価格

⑮ + ㉑ = ㉓ (万円丸め済)

業務委託費内訳表					
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
本業務委託費					
調査業務					
直接業務費(補助)					
調査業務(補助)					
昼間作業(補助)	式	1			明細表 第1号
夜間作業(補助)	式	1			明細表 第2号
調査優先箇所(補助)					
昼間作業(補助)	式	1			明細表 第3号
夜間作業(補助)	式	1			明細表 第4号
報告書作成(補助)					

業 務 委 託 費 内 訳 表						
費目・工種・細別等	単位	数	量	単 価	金 額	摘 要
報告書作成工(補助) /	式	1	/			明細表 第5号 共通外 /
仮設工(補助) /						
交通管理工(補助) /	式	1	/			明細表 第6号 /
仮設工(補助) /	式	1	/			明細表 第7号 /
直接業務費(防安) /						
調査業務(防安) /						
夜間作業(防安) /	式	1	/			明細表 第8号 /
報告書作成(防安) /						
報告書作成工(防安) /	式	1	/			明細表 第9号 共通外 /
仮設工(防安) /						

業務委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
交通管理工(防安) /	式	1 /			明細表 第10号 /
直接業務費計 /					
共通仮設費積上分 /					
安全費 /	式	1 /			明細表 第11号 /
安全設備費(補助) /	式	1 /			明細表 第12号 /
安全設備費(防安) /	式	1 /			
共通仮設費率分 /	式	1 /			
共通仮設費計 /					
純業務費 /					
現場管理費 /	式	1 /			

諸 経 費 計 算 情 報	
単価適用年月日	令和 7年 5月 1日 /
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区) /
工種区分	諸経費計算情報 (調査業務) のとおり /
ICT補正 (3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理)	補正しない /
技術者間接費の計上有無	計上しない /
機器単体費の計上有無	計上しない /
施工地域・工事場所区分の補正 (共通仮設費)	一般交通影響有り (2) - 2 /
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない /
施工地域・工事場所区分の補正 (現場管理費)	一般交通影響有り (2) - 2 /
堤頂20mの補正	補正しない /
緊急工事の補正	補正しない /
前払金支出割合	25%を超え35%以下 (1.01) /
契約保証に係る補正	補正しない /
工事価格まるめ区分	万円まるめ /
現場環境改善費の計上有無	計上しない /
熱中症対策の補正有無	補正しない /

明細表

[illegible]

明細表

[illegible]

明細表

[illegible]

明細表

明細表						
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
管きよ換気工	日	24			単価表 第 17 号	
循環式酸素呼吸器(基本料) 材料 AK11同等品	台	5				
循環式酸素呼吸器(レンタル料) 材料 AK11同等品	日	5				
循環式酸素呼吸器(保守料) 材料 AK11同等品	日	5				
交換用酸素ボンベ(基本料) カーライ142. 3kg 附属	本	40				
交換用酸素ボンベ(レンタル料)	日	5				
循環式酸素呼吸器(本体送料)	台	5				
空気呼吸器(基本料) ライデ AK30 (CS) -815F 同等品	台	5				
空気呼吸器(レンタル料) ライデ AK30 (CS) -815F 同等品	日	5				
空気呼吸器(保守料) ライデ AK30 (CS) -815F 同等品	日	5				

明細表

[illegible]

単価表

単価表 第 1号 / 本管潜行目視調査工.(屋) /
金額: 内容: 内径1500mm以上 /

(600 /)
1 m / 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
管路調査技師(屋) 測量技師	人	1			
管路調査助手(屋) 測量技師補	人	1			
管路調査作業員(屋) 普通作業員	人	3			
ライトハン運転工 1.5t, 二輪駆動	口	1			単価表 第 2 号 /
諸雑費	式	1			
	(	600	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

单 价 表

工 業 運 轉 用 第 2 号 表 価 単

金額： 内容：1.5℥，二輪駆動

[illegible]

単価表 第 3号 / マンホール目視調査工(昼) /		単価表				(30 /)	
金額 :	内容 :					1 箇所 / 当り	
名称・規格・条件		単位	数	量	単 価	金 額	摘 要
管路調査技師(昼) /	測量技師	人	1 /				
管路調査助手(昼) /	測量技師補	人	1 /				
管路調査作業員(昼) /	普通作業員	人	1 /				
ライトバン運転工 /	1.5t, 二輪駆動	日	1 /				単価表 第 2 号 /
諸雑費		式	1 /				
		(	30 /		箇所 当り		)
		(	1 /		箇所 当り		)

単価表

単価表 第 4号 / 本管調査報告書照査工 /

(1,500 /)

金額 :

内容 :

1 m / 当り

名称・規格・条件	単位	数	単 価	金 額	摘 要
管理主任技師(昼) / 技師A	人	0.3 /		[1] /	
管理技師(昼) / 測量主任技師	人	1.0 /		[1] /	
管路調査技師(昼) / 測量技師	人	1.0 /		[1] /	
管路調査助手(昼) / 測量技師補	人	1.0 /		[1] /	
諸雑費 / 20 % / 対象額は摘要欄[1]の計	式	1 /			
	(	1,500 /	m 当り		)
	(	1 /	m 当り		)

単価表

単価表 第 5号 / マンホール調査報告書照査工 /

(100 /)

1 箇所 当り

金額 : 内容 :

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管理主任技師(屋) 技師A	人	0.3			[1] /
管理技師(屋) 測量主任技師	人	1.0			[1] /
管路調査技師(屋) 測量技師	人	1.0			[1] /
管路調査助手(屋) 測量技師補	人	1.0			[1] /
諸雑費 3 % / 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	100	箇所 当り		)
	(	1	箇所 当り		/)

単価表

単価表 第 6号 / 本管潜行目視調査工(夜)

(600 /)

金額 : 内容 : 内径1500mm以上

1 m / 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
管路調査技師(夜) 測量技師	人	1			
管路調査助手(夜) 測量技師補	人	1			
管路調査作業員(夜) 普通作業員	人	3			
ライトバン運転工 1.5t, 二輪駆動	日	1			単価表 第 2 号 /
諸雑費	式	1			
	(	600	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表

単価表 第 7号 / マンホール目視調査工(夜) /

(30 /)

金額 :

内容 :

1 箇所 / 当り

名称・規格・条件	単位	数	量	単 価	金 額	摘 要
管路調査技師(夜) 測量技師	人	1	/			
管路調査助手(夜) 測量技師補	人	1	/			
管路調査作業員(夜) 普通作業員	人	1	/			
ライトバシ運転工 1.5t, 二輪駆動	日	1	/			単価表 第 2 号 /
諸雑費	式	1	/			
	(	30	/	箇所 当り		)
	(	1	/	箇所 当り		/)

単価表 第 8号 / 報告書作成工(本管潜行目視調査工) /		単価表				(1,000 /)	
金額 : 内容 :						1 m / 当り	
名称・規格・条件		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
管理技師(昼) 測量主任技師		人	1 /				
管路調査技師(昼) 測量技師		人	1 /				
管路調査助手(昼) 測量技師補		人	1 /				
デジタルカメラデータカラープリント サービス版		枚	600 /			[1] /	
諸雑費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計		式	1 /				
		(	1,000 /	m 当り		)	
		(	1 /	m 当り		/)	

単価表

単価表 第 9号 報告書作成工(マボール目視調査工)

(60 /)

金額 :

内容 :

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単位	数	単 価	金 額	摘 要
管理技師(昼) 測量主任技師	人	1			
管路調査技師(昼) 測量技師	人	1			
管路調査助手(昼) 測量技師補	人	1			
デジタルカメラデータケーブル・プリント サービス版	枚	180			[1]
諸雑費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	60	箇所 当り		)
	(	1	箇所 当り		)

[illegible]

単価表

単価表 第 14号 締切排水資機材

(1)

金額： 内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
水中ポンプ 8インチ, φ 200, 15.0kw, 揚程15m程度	日	4		[1]	
水中ポンプ 8インチ, φ 200, 15.0kw, 揚程15m程度	日	4		[1]	
水中ポンプ 4インチ, φ 100, 5.5kw, 揚程15m程度	日	1		[1]	
水中ポンプ 4インチ, φ 100, 5.5kw, 揚程15m程度	日	4		[1]	
発動発電機(賃料) 100KVA 超低騒音型	日	4		[1]	
水中ポンプ 用キャブタイヤケーブル 8インチ	日	4		[1]	
水中ポンプ 用キャブタイヤケーブル 8インチ	日	4		[1]	
水中ポンプ 用キャブタイヤケーブル 4インチ	日	4		[1]	
水中ポンプ 用キャブタイヤケーブル 4インチ	日	4		[1]	
動力用分電盤・スタンド	日	8		[1]	

単価表

単価表 第 14号 / 締切排水資機材 /

(1 1)

金額 :

内容 :

1 式 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
発電機・分電盤間接続用キャブタイガークラ	日	8		[1]	
サニホース φ 200×20m	本	2		[1]	
サニホース φ 100×20m	本	2		[1]	
固定バンド φ 200	個	4		[1]	
固定バンド φ 100	個	4		[1]	
4tトラック(平)賃料 放流部	台	4		[1]	
軽油 一般用 バトロール給油	リットル	220			
軽油 一般用 バトロール給油	リットル	88			
配線接続費(電気工事費)	式	1			
諸雑費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			

单 价 表

[illegible]

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
浮流式TVカメラ調査工 7p-1タ17	m	403	明細表 第1号
圧縮強度試験工(昼) φ 2000以上円形管渠, 鉄筋探査・小径コ7・圧縮強度試験含	箇所	49,583	明細表 第3号
圧縮強度試験工(昼) φ 2000以上矩形渠, 鉄筋探査・通常コ7・圧縮強度試験含	箇所	50,583	明細表 第3号
圧縮強度試験工(夜) φ 2000以上円形管渠, 鉄筋探査・通常コ7・圧縮強度試験含	箇所	70,233	明細表 第8号
報告書作成工(浮流式TVカメラ調査工) 7p-1タ17	m	252	明細表 第5号
圧縮強度試験工(昼) 特殊入孔, 鉄筋探査・通常コ7・圧縮強度試験含	箇所	50,583	明細表 第3号
圧縮強度試験工(夜) 特殊入孔, 鉄筋探査・通常コ7・圧縮強度試験含	箇所	70,233	明細表 第4号 ほか
外付ハードディスク(USB3.0対応) 500GB	個	5,110	明細表 第5号
ポンプ設置・撤去	箇所	82,920	明細表 第7号
排水ポンプ運転 排水量120m ³ /h以上450m ³ /h未満, 作業時排水	日	18,000	明細表 第7号

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単位	単 価	摘 要
循環式酸素呼吸器(基本料) サシヤ AK11同等品	台	47,000	明細表 第11号
循環式酸素呼吸器(レンタル料) サシヤ AK11同等品	日	9,200	明細表 第11号
循環式酸素呼吸器(保守料) サシヤ AK11同等品	日	935	明細表 第11号
交換用酸素ボンベ(基本料) カ-ライAK2.3kg附属	本	19,000	明細表 第11号
交換用酸素ボンベ(レンタル料)	日	2,000	明細表 第11号
循環式酸素呼吸器(本体送料)	台	5,400	明細表 第11号
空気呼吸器(基本料) サシヤ AK30(CS)-815F 同等品	台	23,000	明細表 第11号
空気呼吸器(レンタル料) サシヤ AK30(CS)-815F 同等品	日	4,600	明細表 第11号
空気呼吸器(保守料) サシヤ AK30(CS)-815F 同等品	日	550	明細表 第11号
空気呼吸器(本体送料) 往復	台	5,400	明細表 第11号

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
デジタルカメラ・タカグラフ・プリント サービスマン版	枚	16	単価表 第8号 ほか
水中ポンプ 8インチ, φ 200, 15. 0kw, 揚程15m程度	日	659	単価表 第14号
水中ポンプ 8インチ, φ 200, 15. 0kw, 揚程15m程度	日	659	単価表 第14号
水中ポンプ 4インチ, φ 100, 5. 5kw, 揚程15m程度	日	331	単価表 第14号
水中ポンプ 4インチ, φ 100, 5. 5kw, 揚程15m程度	日	331	単価表 第14号
発動発電機(賃料) 100KVA 超低騒音型	日	3, 670	単価表 第14号
水中ポンプ用キャブタイヤケーブル 8インチ	日	1, 100	単価表 第14号
水中ポンプ用キャブタイヤケーブル 8インチ	日	1, 100	単価表 第14号
水中ポンプ用キャブタイヤケーブル 4インチ	日	700	単価表 第14号
水中ポンプ用キャブタイヤケーブル 4インチ	日	700	単価表 第14号

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
動力用分電盤・スラット	日	1,200	単価表 第14号
発電機・分電盤間接続用ケーブル	日	7,100	単価表 第14号
サニホース φ 200×20m	本	46,400	単価表 第14号
サニホース φ 100×20m	本	16,000	単価表 第14号
固定バント φ 200	個	524	単価表 第14号
固定バント φ 100	個	464	単価表 第14号
4tトラック(平)賃料 放流部	台	16,500	単価表 第14号
配線接続費(電気工事費)	式	250,000	単価表 第14号
送風機損料 軸流式 風量280/320m ³ /min	日	425	単価表 第17号
発動発電機損料 20/25kVA, 23kW	日	2,630	単価表 第19号

下水道管路施設調査業務仕様書

第1章 総 則

1.1 適用範囲

- (1)この仕様書は、高知市(以下「当市」という。)が管理する下水道管路施設内の調査工(以下「調査」という。)に適用する。
- (2)図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3)本仕様書、特記仕様書及び図面(以下、「設計図書」という。)に疑惑が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。
- (4)業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (5)適用すべき諸基準

受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。

本業務特記仕様書

建設工事公衆災害防止対策要綱

下水道維持管理指針(日本下水道協会)

下水道管路施設における浸入水防止対策指針(日本下水道協会)

下水管きょ改築等の工法選定手引き(案)(日本下水道協会)

下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案)(日本下水道協会)

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)

下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書(下水道管きょ内作業安全管理委員会)

下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル((社)日本下水道管路管理業協会)

管更生の手引き(案)(日本下水道協会)

管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)(日本下水道協会)

管きょ更生工法の耐震設計の考え方(案)と計算例(日本下水道協会)

管きょ更生工法(二層構造管)技術資料((財)下水道新技術推進機構)

管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(日本下水道協会)

下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)

下水道施設耐震計算例 管路施設編 前編・後編(日本下水道協会)

下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)

その他

適用すべき諸基準等で示された指針、便覧等は改訂された最新のものとする。

なお、業務途中で改訂された場合は監督職員と協議しなければならない。

1.2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めによるものとする。

- (1)指示とは、監督職員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (2)承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3)協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

1.3 法令等の遵守

- (1)受注者は、調査を実施するに当たり、下記に掲げる法律及びその他の関係法令、条例規則等ならびに当市が他の企業等と締結している協定を遵守すること。

①労働基準法 (昭和22年法律第49号) 及び同法関連法規

②労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 及び同法関連法規

③消防法 (昭和23年法律第186号) 及び同法関連法規

④建設業法 (昭和24年法律第100号) 及び同法関連法規

⑤建築基準法 (昭和25年法律第201号) 及び同法関連法規

⑥港湾法 (昭和25年法律第218号) 及び同法関連法規

⑦毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) 及び同法関連法規

⑧道路法 (昭和27年法律第180号) 及び同法関連法規

⑨下水道法 (昭和33年法律第79号) 及び同法関連法規

⑩中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号) 及び同法関連法規

⑪道路交通法 (昭和35年法律第105号) 及び同法関連法規

⑫河川法 (昭和39年法律第167号) 及び同法関連法規

⑬電気事業法 (昭和39年法律第170号) 及び同法関連法規

⑭騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規

- ⑮廃棄物の処理及び清掃に関する法律例（昭和45年法律第137号）及び同法関連法規
- ⑯水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び同法関連法規
- ⑰酸素欠乏症等防止規制（昭和47年労働省令第42号）及び同法関連法規
- ⑱労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関連法規
- ⑲振動規制法（昭和51年法律第64号）及び同法関連法規
- ⑳環境基本法（平成5年法律第91号）及び同法関連法規
- ㉑高知県公害防止条例

(2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。なお建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令に改訂等があった場合は、最新のものを使用すること。

1.4 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。管理技術者は、下水道管路管理主任技士の有資格者であること。技術者については、専門技士（調査部門）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の有資格者であること。資格者証については、業務計画書に添付し、調査時は常時携帯すること。
- (2) 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、当市の了承を得なければならない。
- (3) 本業務における直近3年以内の調査結果の再照査については、以下のいずれかの専門家によることとする。
コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士
再照査を担当する技術者は、上記資格者証を業務計画書に添付すること。

1.5 手続き及び提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに道路使用等について、関係官公署に届け出し許可を受けること。
- (2) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上調査に着手すること。
 - ①着手届
 - ②管理技術者及び現場代理人（現場常駐する技術者）届と経歴書
 - ③工程表
 - ④職務分担表
 - ⑤業務計画書（緊急連絡体制含む）
 - ⑥酸素欠乏・硫化水素危険作業作業主任者技能講習終了証（第2種）の写し
- (3) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。
- (4) 受注者は、調査業務着手日から完了日までの調査期間中「業務日報」を毎週監督職員に提出すること。
- (5) 調査が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
 - ①完了届
 - ②納品書
 - ③調査の記録写真
 - ④完了図書一式（特記仕様書 5成果品 の一覧による）
 - ⑤支払請求書及び明細書
 - ⑥その他監督職員が指示するもの
- (6) 受注者は、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認（署名・押印及び電子メールアドレスの記入）を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録すること。また「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお提出の期限は以下のとおりとする。

- ①受注時登録データの提出期限は契約締結後10日以内とする。
- ②完了時登録データの提出期限は業務完了後10日以内とする。
- ③業務履行中に受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。なお、更新時の完了時の間が10日に満たない場合は、更新時の提出を省略できるものとする。

1. 6 現場体制

- (1)受注者は、調査の技術及び経験を有する技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2)受注者は、善良な調査員を選び、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (3)受注者は、適正な調査の進捗を図ると共に、そのために十分な数の調査員を配置すること。

1. 7 下請負人の届出

- (1)受注者は調査の一部を下請負いさせる場合は、調査の着手に先立ち、「下請負施工通知書」(契約課様式)により下請負人の名称、下請負の範囲、下請負人に対する指導方法等について届け出ること。
調査期間中に、下請負人を変更する場合も同様とすること。
- (2)調査の実施につき、著しく不相当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。
この場合、受託者は直ちに必要な措置を講ずること。

1. 8 地先住民等との協調

- (1)受注者が、調査を実施するに当たり地先住民等と協議を必要とするとき、又は、要望交渉があったときは、遅滞なく監督職員に申し出て指示を受け、誠意を持って協議し、その結果は速やかに報告すること。
- (2)受注者は、いかなる名目であっても、地先住民からこの調査について報酬等を受けてはならない。なお、調査員等が上記行為を行ったときは受注者がその責任を負うこと。

1. 9 損害賠償及び補償

- (1)受注者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、直ちに監督職員に報告しその指示を受けると共に、速やかに原形に復旧しなければならない。
- (2)受注者は、調査に当たり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の責任を負わなければならない。

1. 10 工程管理

- (1)受注者は、「着手届」に添付した工程表に従い、あらかじめ監督職員と協議して実施工程表を作成し提出すること。
- (2)工程管理は、前項の実施工程により、適正に行うこと。
- (3)予定の作業工程と実施とに差が出た場合は、必要な措置を講じて調査の円滑な進行を図ること。
- (4)作業実施の都合上、履行期間に含んでいない日(祝日又は休日等)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督職員の承諾を得ること。
- (5)受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 11 調査記録写真

受注者は、調査状況写真を撮影し、監督職員に提出しその承諾を得ること。なお、当市が必要と認め監督職員が指示する場合は、その指示に従うこと。

第2章 安全管理

2.1 一般事項

- (1) 受注者は、労働災害及び物件損害等の未然防止に務め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 下水道施設内で作業する前と作業中また、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前には、必ず酸素欠乏危険作業主任が、ガス検知機を使用し、酸素濃度が18%以上であること、硫化水素濃度10ppm以下、溶媒から発生するガス濃度20ppm以下、一酸化炭素濃度50ppm以下であることを調査確認し、換気事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- (3) 雨水及び合流管渠内(内径800mm以上)で作業する場合には、突発的かつ局地的な大雨に起因する事故が発生する危険性があるため、作業前、作業中には気象情報等について十分に注意し、作業箇所が受けもつ流域範囲、流入系統、上流域のポンプ施設、大規模排水施設、下流のポンプ場のポンプ運転などで水位が上昇する原因となる情報収集に努めること。平成20年10月に取りまとめられた、局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)等を参考にして安全管理計画を作成し、業務を履行すること。
安全管理計画は、業務計画書にその内容を記載すること。

- 安全管理計画の内容
- 1 現場特性の事前把握
 - 2 中止基準・再開基準の設定(予防対策)
 - 3 迅速に退避するための対応
 - 4 日々の安全管理の徹底

- (4) 業務の中止基準として以下のいずれかの場合には、業務等を中止すること。
 - ① 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨注意報・警報が発表された場合。
 - ② 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。
 - ③ 事前(作業前)に当該作業箇所または上流部に気象情報等により降雨や雷の発生が予想される場合。
(作業時間内に降雨、雷の発生が予想される場合)
 - ④ 管路内水位が通常管内水位よりも高く安全な歩行ができない場合。(目安として膝上、但し流速の早い箇所ではこの限りではない。)
- (5) 受注者は(4)にあげる中止基準を踏まえ、作業箇所毎の現場特性に応じた中止基準を設定すること。
- (6) 業務開始後に、気象情報や気象状況の変化により大雨等の予兆を捉えた場合には、中止基準に至る前の時点においても、これらの中止基準を補完する情報を活用し、業務等の中止判断を的確に行うこと。受注者は、業務等を中止した場合には、下水道管渠内作業員を迅速に退避させ、速やかに発注者へ業務等の中止の報告を行うこと。
- (7) 業務の再開基準は、業務中止基準に抵触していないこと及び管路内水位が通常時と変わらない事等を踏まえ設定すること。
- (8) 迅速に退避するための対応として、退避手順の設定、安全器具等の設置、情報収集と伝達方法、資機材の取扱いについての具体的な対応方を定めること。
- (9) 日々の安全管理の徹底として、業務の開始前には退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図ること。内容は、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。

2.2 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は、安全施設標準図に準拠すると共に、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中の交通安全確保のため、交通誘導員を配置し、作業中の交通の安全を確保すること。
- (3) 現場内の整理整頓、その他の現場管理には細心の注意を払うこと。

2.3 調査員の安全管理

- (1) 受注者は、この調査に当たっては常に細心の注意を払い、滞留する有害ガスあるいは酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び調査員の安全を図ること。
- (2) この調査に当たって、下水道工作物又はガス等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (3) 万一事故が発生したとき、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置をとること。

第3章 調査工

3.1 一般事項

- (1) 受注者は、「業務計画書」を作成し、事前に監督職員及び総括監督職員と総括打合せを実施した後、地元周知を行い作業に着手すること。
- (2) 作業に当たっては、下水道工作物等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業に当たり仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は上流に溢水が起きない構造でかつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水の恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業に当たり地先住民等に迷惑のかからぬよう、極力騒音、振動等の防止に努めること。
- (5) 受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合、及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合等には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業に当たり、道路等を汚染させたときは、作業終了の都度洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

3.2 調査工

(1) 業務計画書

- ア. 作業計画(使用機器、作業方法、工程等)
- イ. 安全管理計画(道路交通の処理方法、管渠内と地上の連絡方法、緊急連絡体制、業務中止基準等)
- ウ. その他・・・当市監督員の指示する事項

(2) 調査器材

調査に使用する器材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 作業時間

調査に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 異状時の処置

調査作業の続行が困難となったときは、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。

3.3 報告書

- (1) 調査結果は、報告書を2部作成し提出すること。
- (2) 調査の成果品等については、当市の承諾なく公表してはならない。
- (3) 納品する図書は下記の通りとする。
 - ア. 報告書(特記仕様書 5成果品 の一覧による)
 - イ. 写真帳
 - ウ. その他監督職員が指示するもの

3.4 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務期間内に高知市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第4章 その他

4.1 調査の完了

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高知市の検査をもって、業務の完了とする。

4.2 検査

- (1) 中間検査及び完了検査には、受注者の管理技術者は必ず立ち合うものとする。
- (2) 検査は、受注者の提出した日報、写真、完了図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の調査を行うこと。なお、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (3) 検査は、契約書等により行う。

4.3 特に定めのない事項

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で調査作業に実施上当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、速やかに監督職員に報告し指示を受けて処理すること。
なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

調査業務特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「下水道管渠調査業務仕様書」第1章1(2)及び1(3)定める特記仕様書とする。

2 調査業務の目的及び概要

本業務は、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた下水道管路の全国特別重点調査の要請に基づき、布設年度が古い大口径管路施設の調査を行い、改築・修繕計画の基礎資料とするものである。

業務概要は次のとおりとする。

- | | | | | |
|----------|----------------------------|-------------|----|---------|
| (1) 業務名 | 下水道管路施設調査委託業務 (R7-2) | | | |
| (2) 調査内容 | 認証(補助) | 管渠潜行目視調査工 | L= | 8,426 m |
| | | 浮流式TVカメラ調査工 | L= | 278 m |
| | | マンホール目視調査工 | N= | 48 箇所 |
| | 認証(防安) | 管渠潜行目視調査工 | L= | 1,042 m |
| | | マンホール目視調査工 | N= | 2 箇所 |
| (3) 調査箇所 | 高知市 潮新町二丁目 外(詳細は設計図面のとおりに) | | | |
| (4) 業務日数 | 180日 | | | |

3 安全管理について

(1)「労働安全衛生法」、「酸素欠乏等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

また、雨水及び合流管渠内(内径800mm以上)で作業する場合には、突発的かつ局地的な大雨に起因する事故が発生する危険性があるため、平成20年10月に取りまとめられた、局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)等を参考にして安全管理計画を作成し、業務を履行すること。

(2) 交通誘導員の配置について

①交通誘導員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、業務作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一般的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りでない。

②交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

③交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず業務作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は交通誘導に関する安全教育を業務作業員等に行ったうえ、交通誘導員として専任させること。

(交通誘導警備員A・Bの定義)

交通誘導警備員A：警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの。

4 産業廃棄物管理票等の提示

受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の清掃及び処理に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内において中間処理（再生）、最終処分を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票を提示しなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の中間処理・最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、中間処理・最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票を提示しなければならない。また、中間処理、最終処分終了後すみやかにE票を提示しなければならない。

なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議するものとする。

5 暴力団員等による不当要求行為

受注者は、工事の施工に当たって暴力団排除規則第2条第2項第5号に掲げる暴力団員等から不当要求行為（高知市不当要求行為対策要綱第2条各号に掲げる行為をいう。）を受けたとき（下請人等が受けたときを含む。）は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

6 成果品

完了検査時に提出する図書は以下のとおりとする。

- | | |
|--|--------|
| (1) 業務計画書 | 2部 |
| (2) 業務日誌 | 1部 |
| (3) 業務打合せ簿 | 1部 |
| (4) 変更数量計算書 | 1部 |
| (5) 調査総括表及び集計表 | |
| (6) 本管調査記録表、取付管調査記録表、人孔用調査記録表 | |
| (7) 異常箇所一覧表（路線番号毎に位置を明示し、判定基準に基づいた異常内容を記載する）
異常箇所については、下水道維持管理指針 2014年版日本下水道協会の調査判定基準に準拠すること。 | |
| (8) 調査写真（テレビカメラ調査時は電子媒体も必要） | |
| (9) 使用機材一覧表 | 1部 |
| (10) 材料各種納入伝票、交通誘導員伝票 | 1部 |
| (11) 酸素等濃度測定機器及び酸素呼吸器等の機器類点検実施書
（リースの場合リース元の点検実施書） | 1部 |
| (12) その他 | 監督職員指示 |

※(5)～(8)は調査報告書として紙媒体での提出部数は2部とし、
合わせて電子媒体での提出も行うこととする。

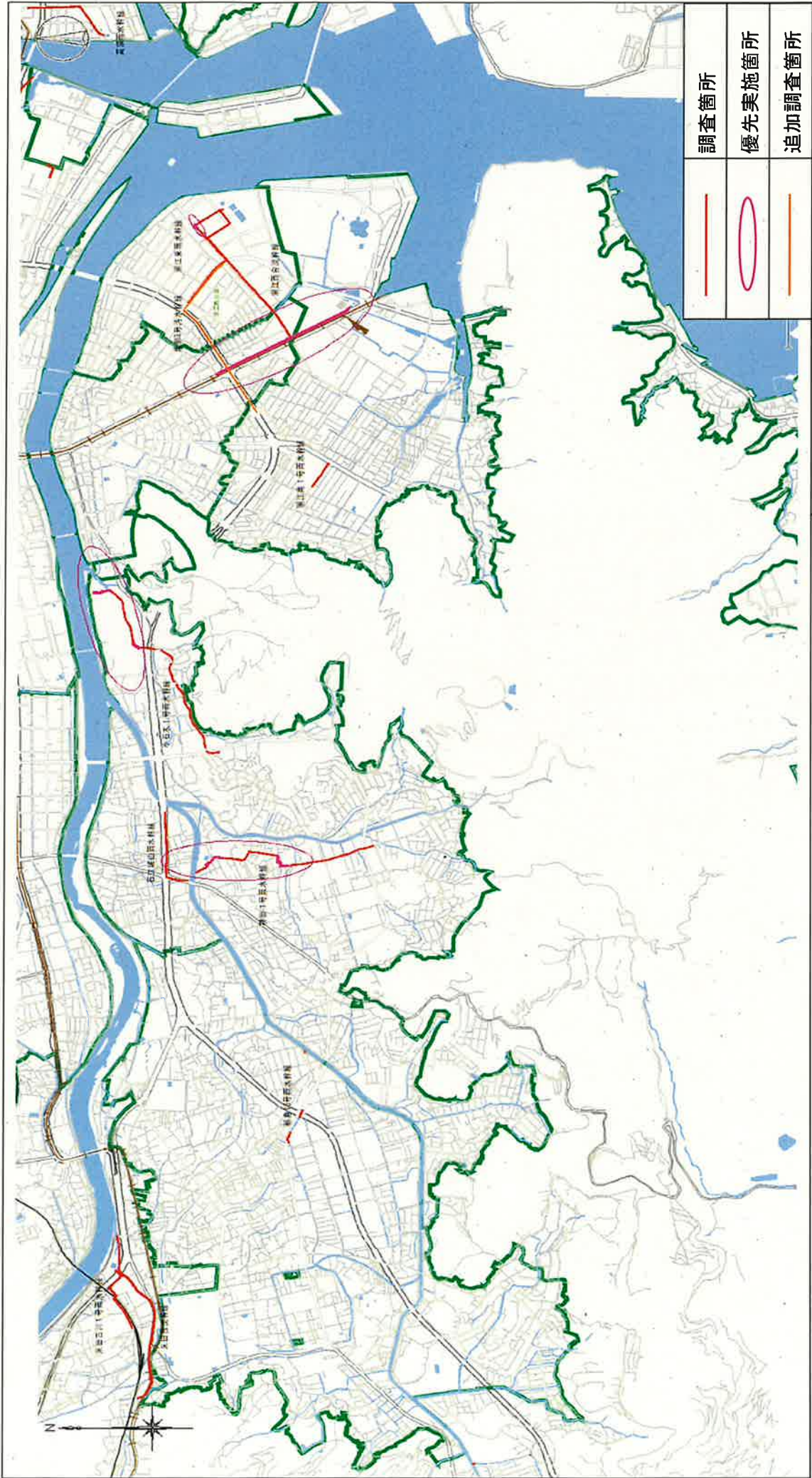
7 調査留意事項

優先実施箇所は、夏季までに調査完了し報告すること。但し、天候等により、調査出来ない場合はこの限りではない。

8 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

下水道管路施設調査委託業務(R7-2)



下水道管路施設調査委託業務(R7-2)

